

救急救命士が更に活躍できる社会づくりのための決議

平成三年の救急救命士法の施行以来、我が国の救急救命士は多くの国民の生命を守る極めて重要な役割を果たしてきた。令和八年四月時点で免許取登録者数は約八万千人と、あまねく必要な救命医療を提供できる体制となっている。

令和三年には、救急救命士法の改正を行い、医師の働き方改革におけるタスクシフトの観点から、救急救命処置を行う場が病院前から、医療機関に入院するまでの間と変更され、活躍の場が拡大してきた。

他方、医療機関の中での処置について、使用する薬剤の違いがあり、救急救命士が行う処置に伴う手技の解釈が示されていないほか、入院後の患者急変時や非救急の患者に救急救命処置が実施できないなど、救急救命士の資格を更に有効に活用するための課題が生じている。

また令和七年は非常に厳しい暑さが長期間にわたって続いたことによる全国の熱中症による救急搬送人員が、五月から九月までに十万人を超えるなど調査開始以来の最高値を更新した。

このため、救急救命士が更に活躍できる社会づくりを通じて将来にわたり国民の生命を守り抜くため、以下の取り組みを求めることを決議する。

一、新たに設置した「救急救命処置の在り方に関する検討会」にて医師の指示の下に、救急救命士が実施する救急救命処置の範囲の見直しに係る検討を加速すること。その際には、令和七年六月一三日閣議決定の規制改革実施計画に記載された検討事項を中心に適切に議論を進めること。

二、院内急変対応体制におけるベッドサイドでの処置への参画について検討すること

三、病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進について必要な財政支援を継続的に行うこと。また、患者搬送評価について運用実績や評価分析をしっかりと行い、高次の救急医療機関と他の医療機関との連携強化に努めること

四、救急医療の現場におけるタスクシフト・シェアの状況等の把握および分析に努め、さらなる救急救命士の資質を活かした業務拡大を検討すること

五、救急隊の資器材について取り決めをしている「救急業務実施基準」の見直しを図るなど、救急隊員の身体的負荷軽減・女性救急隊員の活躍推進に資する資器材の整備を検討すること

六、マイナ救急との連携を含めた救急医療情報連携プラットフォームの全国展開に向けては効果検証を踏まえ、着実に進展させると共に必要な予算の確保に努めること

七、熱中症予防への啓発活動を積極的に行い、国民の生命を守ることに全力を尽くすこと

八、医療搬送に特化した民間搬送事業者の質の担保のため、実態把握に努めると共に、認定基準の策定について検討すること

令和八年六月十一日

厚生労働大臣	上野 賢一郎 様
環境大臣	石原 宏高 様
総務大臣	林 芳正 様

救急救命士を支援する議員連盟

会長 松野 博 一